

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
19	訪問看護ステーションの開業要件の緩和	厚生労働省	1～3
追5	障害者総合支援法に基づく市町村検査事務の一部委託化	厚生労働省	4～10
25	生活保護事務に関する規制緩和	厚生労働省、法務省	11～28
23	施設入所児童等に係る予防接種の保護者同意要件の緩和	厚生労働省	29～30
7	朝・夕の時間帯における保育士配置定数の緩和	厚生労働省	31～33

訪問看護ステーションの開業要件の緩和について

提案の概要

過疎地域では、サービス提供のための移動に時間がかかり、効率的なサービス提供が行えず、採算が取れないといった経営面の課題があるため、訪問看護ステーションの設置が進んでいない。このため、過疎地域においても訪問看護ステーションの開業要件である看護師等の配置基準（現状では常勤換算2.5人）の緩和をして開業を促す。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

- 訪問看護ステーションのサテライトの設置について、都道府県をまたぐ場合も差し支えないなど柔軟な運用を認めているとのことであるが、このように柔軟に活用できることを、地方公共団体に通知等で周知すべきではないか。
- サテライトの設置が認められるのは、現在は同一法人内に限られているが、異なる法人が設置した事業所（常勤換算で1人の場合など）であっても、協定の届出等によって運営の一体性が確認できる場合には、サテライトと同様の取扱いとすることができるよう、検討すべきではないか。
- 介護保険法42条1項3号に基づき特例居宅介護サービス費の支給対象となる対象地域（厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準（平成11年厚生省告示第99号）第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域）は、具体的にどのような基準・手続で定められているのか。
また、地方公共団体の意見を踏まえて、対象地域について柔軟に拡大等をすべきではないか。

厚生労働省としての考え方

- ご指摘の「異なる法人が設置した事業所であっても、協定の届出等によって運営の一体性が確認できる場合には、サテライトと同様の取扱いとすることが出来るよう検討すべき」については、例えば、法人が別である訪問看護事業所がサテライトとして連携し、訪問看護サービスを提供している場合、緊急時や不測の事態が発生することも十分想定されるが、協定の締結や届出等によって緊急時の指示命令系統、役割分担や責任の所在をこと細かに決めておくことは困難であると考ええる。そもそも訪問看護サービスは、医療ニーズが高い利用者に提供するサービスであり、利用者の生命に直結していることに鑑みれば、御提案については、慎重な検討が必要と考ええる。
- 特例居宅介護サービス費等の対象地域については、介護報酬改定の見直しの際に各市町村に照会を行ったうえで加除する等の必要な措置を講じている。

【1. 厚労省からの1次回答】

- 訪問看護の確保が著しく困難な離島等の地域（※）における市町村が必要と認める場合において、現行制度では、通常の人員基準を満たさなくともサービス提供が可能となり、規制緩和をしながらも、本提案内容を実現することは可能である。
- ※ 離島振興法により指定された離島振興開発特別措置法に規定する奄美群島、山村振興法により指定された振興山村など
- 本要望に提示されている「サービス提供のための移動に時間がかかり、効率的なサービス提供が行うことができない」といった課題については、移動に掛かる時間やコストを削減を見込まれるサテライト事業所（※）を設置することで、経営状況の改善を図ることが可能となっている。厚生労働省としては、サテライトの設置等に当たって、「地域医療介護総合確保基金」を活用して開設費用に充当することが可能となっている。
- ※ 現行制度においても、事業所全体で常勤換算2.5人以上の基準を満たしていれば、サテライト事業所を設置し、訪問看護を提供することが可能。
- さらに、訪問看護ステーションの人員基準の緩和について、規制・制度改革に係る対応（平成23年7月22日閣議決定「規制・制度改革に係る追加方針」）を踏まえ、東日本大震災の被災地においては、平成23年4月より常勤で1人以上に緩和する特例措置を講じた経緯がある。
- 本来、訪問看護は、利用者のニーズに応じて、基本的に24時間対応可能な体制を整備する必要がある。実際に上記の特例措置を利用した事業所はあったものの、書類の不備や記録の不在等、看護職員1人での対応が困難となり、結果的に常勤換算2.5人以上を要件とする通常の指定を受けることとなった。こうした被災地での特例措置の状況を踏まえ、社会保障審議会介護給付費分科会において、常勤換算2.5人以上の配置を求める現行の基準を維持すべきとの結論（平成25年3月8日諮問答申）を得て、被災地に係る特例措置を廃止している。
- よって、人員基準を緩和した訪問看護ステーションでは、24時間対応可能な体制の整備等が困難であり、療養生活にある中重度要介護者のニーズに対して、十分な対応ができないことから、本提案内容にある基準の緩和は適切ではない。

【2. 厚労省からの第一次回答を踏まえた提案団体からの見解】

- 特例居宅介護サービス費の制度の活用に関しては、過疎地の現状を踏まえた対象地域の見直し及び同制度の有効性を周知することが必要。
- 過疎地においてサテライトの進出を促すため、他の法人の訪問看護ステーションとの連携を図ることが可能な場合はサテライトと同様に扱うなど柔軟な対応が必要。
- 訪問看護ステーションの24時間対応を進めるため大規模化が進められているが、全ての施設に対し24時間対応を求めるのではなく、基幹的な役割を果たす大規模施設と、機動的に動く地域の小規模施設が役割分担をした上で、体制整備を進めるべき。
- 人材確保が困難な過疎地においては、上記のような役割分担や他の多様なサービスとの連携を図っていくことこそが、地域包括ケアシステム構築の近道であり、日本版CCRC推進の一助ともなると考える。

従たる事業所（サテライト）とは

- 指定訪問看護事業者の指定は、原則として事業所ごとに行うものとしている。
 - 例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等(以下「**従たる事業所**」という。)であって、次の要件を満たすものについては、一体的な指定訪問看護の提供の単位として当該事業所に含めて指定することができる取扱いとしている。
 - ① 利用申込みに係る調整、指定訪問看護の提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
 - ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所との間で**相互支援**が行える体制(例えば、従たる事業所の従業者が急病等で指定訪問看護の提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。
 - ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
 - ④ 事業の目的や運営方針、営業日及び営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
 - ⑤ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。
- (指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について 平成12年3月31日保発70号・老発397号)

